				令和5年度第2回横浜環境活動賞審査委員会 会議録
日			時	令和6年3月6日(水)15時00分~17時00分
開	催	場	所	市庁舎 31 階共用会議室 S03
出	牌	j =	者	石原信也委員、鈴木智香子委員、為崎緑委員、戸川孝則委員長、
欠	席	j ;	者	川村久美子委員、北村亘委員、堀功生委員
開	催	形	態	公開(傍聴者 0 人)
議			題	横浜環境活動賞表彰制度の運用等について
決	定	事	項	1 横浜環境活動賞審査委員会運営要綱を改正する。
				2 応募対象の「児童・生徒・学生(団体)」へ個人を追加する。
				3 最も点数の高い応募者を大賞と想定するが、大賞の選考を必須としない。
				4 「次世代リーダー特別賞」(仮称)を設置する。
				5 推薦の制度を廃止する
				その他、いただいたご意見を元に、再度、事務局にて検討します。
議			事	(事務局) 令和5年度第2回横浜環境活動賞審査委員会を開会します。本日の委員
				会は、横浜環境活動賞審査委員会運営要綱第4条第3項により、委員の半数以上の
				出席が得られていますので成立していることを報告します。また、本委員会は横浜
				市の保有する情報の公開に関する条例第 31 条により公開となっています。これよ
				り議事に入ります。戸川委員長、お願いいたします。
				【横浜環境活動賞表彰制度の運用等について】
				(戸川委員長)横浜環境活動賞審査委員会運営要綱の改正について事務局から説明
				をお願いします。
				(事務局)横浜環境活動賞審査委員会運営要綱の改正案についてご説明します。審
				査委員会の運営要綱の第2条「委員」では、第1項の第1号、第2号のみを定めて
				いました。しかし、本活動賞は、時代に合わせてさまざまなご経歴の方に審議を依
				頼したいと考え、第3号として、「その他市長が必要と認める者」を新たに追加し
				たいと考えています。また、市の機構改革に伴い、令和6年4月1日から環境創造
				局は「みどり環境局」へと部署名が変わります。その関係で、第7条「庶務」にお
				いて、担当する事務局名称を環境創造局政策調整部政策課から「みどり環境局公園
				緑地部環境活動事業課」に変更されます。 (一层)
				(一同) 異議なし。 (戸川委員長) それでは、事務局案のとおり改正することといたします。次の議題
				(戸川安貞長) てれては、事務局条のとわり以正することといたします。次の議題 に移ります。事務局より説明をお願いします。
				に移りより。 事務向より説明をお願いしより。 (事務局)資料4「令和5年度第2回横浜環境活動賞審査委員(環境活動賞の見直
				(事務用) 員科4 「予相3 千度第2 回機供環境指勤員番重安員(環境指勤員の允直 し検討について)」をご覧ください。
				レ1次μ11に フv * C/] で に 見 \ /に C v *。
				(事務局) 1番として「令和4年度実施審査委員会及び、令和5年度第1回審査委

員会での確定事項」を列挙しました。振り返りも兼ねた確認となります。

まず、「スケジュール」です。(1)として、「同一年度内に募集開始から表彰式開催 まで終わらせる」ということで、環境活動賞の募集から表彰式までの期間が年度を またがっていたため、今後は同一年度内に完結したいと思っています。この項目に ついては前回特にご意見等がなかったため、確定事項としています。

次に、「応募・審査方法」です。(2)として「応募者の負担軽減のため、応募書類 は少なくする」ということで、第30回から応募書類を減らしました。前回の審議 では、書類を減らしたことに対する事務局からの評価を明示していませんでした。 そこで、応募書類を減らすことは確定事項とした上で、その評価を同資料3番「論 点」の⑧の項目中に記載しました。(3)として「事務局は審査行為をしない。あくま で提出資料の体裁チェックのみ」ということです。これは第30回と同様であり、 この方針で事務局は業務を遂行したいと考えています。(4)として「プレゼンテーシ ョン・質疑応答は実施する」です。コロナ禍前まで実施していた2次審査の「プレ ゼンテーション・質疑応答」を第30回から復活させました。第31回でも実施した いと考えています。(5)として「審査委員会(プレゼンテーション・質疑応答)は1 日で終わらせる」です。前回の委員会では参考スケジュールを示しましたが、「プ レゼンテーション・質疑応答」の2次審査は一日で終わるように進めたいと思いま す。次に「部門・表彰」です。(6)として「『児童・生徒・学生の部』はなくさない」 としました。前回の委員会で、「第31回横浜環境活動賞(案)」として、「児童・生 徒・学生の部を市民の部に吸収し、新たにユースの部を設けてはどうか」という提 案をしました。その際、頂戴した委員の皆さまからのご意見を勘案し、「児童・生 徒・学生の部は維持する」ということで確定したいと思います。この内容は、2番 の「第31回(案)」、「表彰部門」にも記載しています。

(7)-(9)については、2番の「第 31 回(案)」でご説明します。前回の確定事項は以上です。これらを踏まえ、あらためて、事務局より、「第 31 回(案)」をお伝えします。

(戸川委員長)「スケジュール」、「応募・審査方法」、「部門・表彰」に関する全9項目が、前回委員会の確定事項ということです。前回、話し合ったことと違和感がなければ進めたいと思います。

(一同)異議なし

(戸川委員長) それでは、続きをお願いします。

(事務局)2番の「第31回(案)」をご覧ください。赤字で下線を引いてある箇所が大きく変わった内容です。

まず、「応募対象」です。これまでは、「横浜市内で環境活動を行っている『市民 (個人・団体)』、『企業』、『児童・生徒・学生(団体)』」でしたが、今後は、「横浜 市内で環境活動を行っている『市民の(個人・団体)』、『企業』、『児童・生徒・学生 (個人・団体)』」の部」とし、児童・生徒・学生の部に新たに、「個人」を追加した いと考えています。 また、「選考方法」については、前回の審査委員会で示した案と同じ内容です。 2次審査の「プレゼンテーション・質疑応答」を一日で終わらせる都合上、応募者 が20者を超える場合は書類選考による1次審査を実施し、応募者が20者未満の 場合は書類提出後、1次審査をせずにそのまま、2次審査に進むものとしたいと考 えています。

「表彰部門」は引き続き、「市民の部」、「企業の部」、「児童・生徒・学生の部」の 3部門で、変更はありません。

「表彰の種類」は少し大きく変更しています。まず、「大賞」について、「各部門から特に顕著な成績を収めた1者」と記載しています。これまでは、「最も顕著な成績を収めた1者」としていましたが、最高得点者が「大賞」にふさわしいとも限らないため、「最も点数の高い応募者を大賞と想定はするが、大賞の選考を必須としない」とし、「最も顕著な成績」を「特に顕著な成績」という表記に変更しました。

また、特別賞については、生物多様性特別賞に加えて、新たに「次世代リーダー 特別賞(仮称)」を設置し、「児童・生徒・学生の部」の応募者の中で、環境活動に 特に貢献している者を「次世代リーダー特別賞」として表彰したいと考えています。

そして、これまでは 18 点以上の全ての応募者を「実践賞」として表彰していましたが、今後は実践賞を廃止したいと考えます。ただし、地道に環境活動を頑張った市民の方々に対して、3年の活動要件等を満たした場合は感謝状を贈呈し、感謝の意を示したいと思っています。すなわち、実践賞の賞自体を廃止し、感謝状に代えることを考えています。

最後に、「選考対象となる活動」は、「3年以上の活動実績がある者。また、将来 にわたり継続する見込みがある活動。」としています、コロナの影響で活動休止期 間がある場合、その期間を除いて3年以上の活動実績があれば、選考の対象とした いと考えています。

次ページ以降は、本変更案および今後、環境活動賞を続けていくための「論点」です。29項目あり、項目によっては事務局案を右側に記載していますが、今後のご議論の内容を逐次、資料に反映しながら進めたいと思います。事務局からの説明は以上です。

(戸川委員長)少々質問しますが、「実践賞」を廃止して感謝状贈呈に変更する場合、3年間の環境活動をするだけで感謝状がもらえるとなると、1000 件単位で応募がある可能性もあると思うのですが、それでも実施しますか。

(事務局)「3年の活動要件等」としていますので、「3年の活動要件」以外の要件があれば、それを満たした者については、感謝状を贈呈するといったやり方もあるのではないかという意味です。

(戸川委員長)事務局からの説明を聞いて、やはり、「3 論点」の1番「そもそもの制度の目的・趣旨」が一番重要だと思います。

「目的」として、「意識高揚」と「活動促進」とが提示されていますが、これはい

かがですか。横浜環境活動賞実施要綱にはどのように書かれていますか。

(事務局)資料2「横浜環境活動賞実施要綱」の第1条をご覧ください。

(戸川委員長)要綱では、「環境保全・再生・創造に関し顕著な功績のあった個人、団体、企業及び児童・生徒・学生を表彰することによって、環境に対する意識高揚を図り、環境に配慮した活動を推進し、環境保全型社会の創造を図る」となっています。従って、「環境保全型社会の創造」がゴールということです。

要するに、目的は大きく二つあり、今まで環境活動を頑張ってくれた人たちに感謝することが一つ、それから、今後の横浜の環境を考える上で参考にできる先進的で、参考にできる好事例を紹介することがもう一つだと、私は考えています。皆さん、いかがですか。

(為崎委員) それでよいと思います。市民全員が「環境保全型社会の創造」を意識することは難しいため、まずは環境活動に関わる人が増えることが大切だと考えます。その環境に関わる人を増やすための発信が横浜環境活動賞だと思います。環境活動に地道に取り組んできた人、先進型環境活動を進めようとする人など、色々な人が様々に活動賞から刺激を受けて、さらに頑張る人や新たに活動に加わる人が増えて、それが結果的に、「環境保全型社会の創造を図る」ことにつながればよいのではないかと思います。

(為崎委員) 最終的に「環境保全型社会の創造」を目指すのならば、募集目的で訴えたほうがよいと思います。例えば、「国を挙げての「30by30」の取組があるため、横浜市としてもそれを目指したい」ということを掲げ、「ついては、環境活動に取り組む方を増やすために環境活動賞を募集します」などといったことを表明しないと、恐らく、なかなかそれにつながっていかないと考えます。ハードルが高くなり過ぎないように気を付けながら、横浜環境活動賞の募集時に目指す姿を掲げることは、一つのやり方ではないかと思います。

(戸川委員長)やはり目標が明示されていると、モチベーションが高まり、励みになると思いますから、「意識高揚」へのドライブが掛かる気がします。

(為崎委員)横浜市としては、この環境活動賞を通じて目指したい横浜市のイメージは次の二つのうちどちらですか。「先進的な取組を進めている都市」のイメージ、もしくは、「市民みんなが広く、環境活動に取り組んでいる都市」のイメージ、それとも、両方のイメージですか。

(事務局)両方だと思っています。もともと横浜環境活動賞は、実践賞を授与して 地道に環境活動をしてきた人たちに感謝の意を示す部分と環境活動のトップラン ナーへ賞を授与することによって、表に出して応援していきたいというところがあ ります。

(為崎委員) どちらを目指すかによって賞の見せ方や募集の呼び掛け方が変わって くると思います。両方となると、表現がなかなか難しいですね。

(鈴木委員) 環境に関心のある人、現在の環境に切実な危機感を持っている人はい

るわけですから、そういった人たちと横浜環境活動賞を結び付けることがきっとできると思います。「横浜環境活動賞が変わる」ことを打ち出すことによって、「今までと異なる賞ならば、そこできちんとアピールして賞をもらおう」ということを目指す活動が増える気がします。

(戸川委員長)横浜の環境(2023年版 横浜市環境管理計画年次報告書)に「ネイチャー・ポジティブ」という言葉がありますが、「ネイチャー・ポジティブ」は、生物多様性を保全しましょうということではなく、環境がもう本当に危機的な状況ですという意味を含むフレーズです。そのため、2030年までに回復させないと大変なことになりますという話につながっていると思われます。

従って、その辺りについてはしっかり言及する必要があるという気がします。賞の在り方を大きく変えるのならば、われわれの目指す方向はこれであり、さらに、ここに一つの指標があるということを打ち出したほうがよいと思われます。その文章は事務局に考えてほしいのですが、それをきちんと表明することによって、過去の賞を引きずることなく、今後の賞の在り方についてもう一度、よい議論ができるのではないかと、感じています。

(石原委員) お話があったように、カーボンニュートラル等の現在、世界で展開されている環境の取り組み方は、これまでの環境への取組とは大きく変わってきています。その中で今回、横浜環境活動賞が1年のインターバルを開けて大きく変わろうとしていますが、この賞が何を目指しているのか、何に対して賞を与えるのかを打ち出すには最良のタイミングだと思います。論点の1番「そもそもの制度の目的・趣旨」にある、環境活動の「すそ野の拡大」は非常に大事だと思います。また、「次世代リーダー特別賞」を新しく設けるという提案がありましたが、子どもたちの環境への意識を高め、すそ野の拡大の一助になるのではないかと思いました。

(為崎委員) これまでと同様地道に同じ活動を長期間に渡って継続しているようなところも表彰対象にするのかという点を確認したいと思います。環境活動を時代環境に合わせて前進させることを目的にした表彰制度ならば、先進的な活動だけを表彰対象として、従来型の環境活動は対象とするのかを再検討する余地があるように思います。

また、感謝状にして全ての応募者を表彰の対象にする場合、今、議論をしている「表彰の目的・趣旨」が分かりにくくなる可能性もあるのではないかと思いました。 従って、本当に前に進めるのであれば、「ネイチャー・ポジティブの実現に向けた横浜環境活動賞は、これからにつながる活動を募集します」、あるいは、「これからの社会に貢献する活動を募集します」といった文章を入れることも考えるべきではないかと思いました。

(戸川委員長)「すそ野を広げる」とはといった点が論点となっているため、そこにフォーカスして議論したいと思います。ネイチャー・ポジティブを含め、われわれの社会が進むべき方向にドライブが掛かる仕組みとして機能するのであれば、従来型の環境活動への感謝状贈呈もよいと思います。なぜなら、私たちがこの賞の審

査委員として選定されている理由は、恐らく、そのドライブを掛ける仕組みを考えるためだと思われるからです。感謝状をどんどん出すことによって、従来型の環境活動に携わる方たちのモチベーションが上がって、今後も頑張ろうという気持ちになるのであれば、感謝状を出してもよいのではないかと思います。

(戸川委員長)事務局から、3年以上の活動実績のある応募者には感謝状を贈呈するという案が提起されました。そうなると、3年間の環境活動の実績のある者は誰でも応募できて、応募者は皆、感謝状がもらえることになります。そこに他の要件を加えてもよいのですが、要件が増えれば、審査委員もきちんと審査しなければならなくなります。

(為崎委員)「すそ野を広げる」という言葉にはさまざまな解釈があると思います。一つは、今まで環境に意識がなかった人が環境に意識を向ける、あるいは、何かを始めることだと思います。その場合のハードルは高くないほうがよいと思われます。現在、活動をしている方が実際にやっていることを発信することによって、実際にその活動を見ている地域の方や SNS 等などを通じて情報をキャッチした方が、活動を開始するというレベルには至らずとも、それまで関心を持たなかった環境について意識をする、あるいは、日常生活の中で環境のための初めの一歩を踏み出すことも、「すそ野を広げる」ことだと考えます。

従って、「すそ野を広げる」には、さまざまな人に情報を届けるために、どのような形での発信が有効なのかなどを考えることも必要に感じました。、いずれにしろ、「すそ野を広げる」ということには、非常に広い意味が含まれると思います。

(石原委員)「3年間の活動要件を満たした者」としてしまうと、戸川委員長のおっしゃるように、誰も彼もが出てきてしまうと思われるため、そこもしっかり議論したほうがいいと思います。事務局としては、感謝状贈呈をどのようなお考えで発案されたのでしょうか。

(事務局)環境活動賞の見直しをすることになり、他都市や他自治体の事例を調べました。横浜環境活動賞の「実践賞」に相当するものが、他の自治体では「功労賞」、子どもを対象にした「参加賞」、今後に期待するという意味合いの「奨励賞」といった名称の賞であり、また、「感謝状」贈呈という形になっていました。そこで、賞ではないという意味合いを含めて、「感謝状」という例を事務局から挙げた次第です。(石原委員)それでは、他都市でも、応募したら誰にでも授与しているのですか。

(事務局) 自治体によります。ある自治体は応募者数と受賞者数が同じでした。 (戸川季員長) そろそろ結論を出したいと思うので、1番の「それぞれの制度の

(戸川委員長) そろそろ結論を出したいと思うので、1番の「そもそもの制度の目的・趣旨」に戻ります。

やはり、表彰制度が「励み」となるには、横浜市が今、環境保全のためにやるべきことを情報発信して、できるだけ多くの方の関心を集めて、環境活動推進にドライブを掛けるための表彰制度という位置付けにするということで、皆さん、よろしいですか。「すそ野の拡大」の拡大方法については後ほど議論するとして、「すそ野の拡大」という方向で進めてよいですか。

(一同) 異議なし

(戸川委員長)「モチベーションアップ」についてどう考えるかです。誰でもらえる賞が果たしてモチベーションアップにつながるについては疑問として置いておいて、次の議論に移りたいと思いますが、いかがですか。

(一同) 異議なし

(戸川委員長)

それでは、「3 論点」の2番「表彰対象とする『環境活動』の内容と定義について」です。「今までとは異なる、様々な環境活動」とありますが、「環境活動とは何か」という議論をずっとしてきたと思います。われわれは、環境活動の「成果」をどのように考えるべきでしょうか。皆さんはどういったところを成果として評価したいと思っておられましたか。

(為崎委員)自分たちが活動を行っているということにとどまらず、それが何らかの形で地域社会などに影響を与える、波及するといったところを成果の1つとして、私は評価していました。「『成果』とは何か」に対する事務局案の①、②のどちらも成果とすることに、私は賛成です。「成果」の定義は厳しく定めないほうがよいと思います。今、戸川委員長がおっしゃったように、審査員それぞれに感じ方が違います。それだからこそ、いろいろなメンバーで委員会を構成しているわけです。委員の意見を融合して、委員会の総意として「成果」を認められた者が表彰されるとよいのではないかと考えます。

(鈴木委員)環境活動を長くやっている団体の場合、その団体内で活動が完結していることが応募書類からも読み取れることもあり、悩むときもありました。活動が他に波及することはやはり大事なところなので、他に影響を与える活動を成果とみなしたいと考えます。

(石原委員) 私も、事務局案に賛成です。私としては、長年、実績を積み上げてきたこと、また、将来的に周りに及ぼす影響に対する期待値によって応募者を評価してきたため、【事務局案】に賛成します。

(戸川委員長) ありがとうございます。では、この記述のままでよろしいですか。 「波及」というキーワードはどこかに組み込みたいと思いました。

(為崎委員) 自分自身が評価するときは、活動の内容と活動の仕組みの二つの視点があったような気がします。例えば、活動の内容は突出したものでなくても、活動を継続できる、あるいは、新しい人が入ってくるような事業の仕組みが優れている者は他の活動団体の参考になります。活動の内容と仕組みという二つの視点から見ていたことを思い出したので、申し上げました。

(戸川委員長) 2次審査の質疑応答のときに、「ガバナンスやマネジメントなど、 組織の存続のためにどのようにことをやっていますか」といった質問を、為崎委員 がよくされていたことを思い出しました。確かに、組織がなければそもそも活動で きないわけですから、組織をどのようにマネジメントしているかという点は非常に 重要ですね。次に③「活動場所のメインは横浜でなくてもよいのか」です。 (為崎委員)横浜市内での活動実態が全くない者は、市民および横浜市域への波及が期待できないため、やはり「横浜市内で活動の実態があること」は一つの要件だと思われます。

ただし、応募時点では横浜市内での活動実態がなくても、今後、確実に横浜市民および市域へ波及見込みがある場合、それをどう評価するかは難しいと思います。 やはりそこは含めないほうがいいですか。混乱しないためには、応募した時点で横浜市内での活動実態があるという要件が必要ですか。

(戸川委員長) それは実績ということですか。

(為崎委員) そうです。3年間ずっとでなくても、やはり、横浜における何らか の活動実態があったほうが良いように思います。

(戸川委員長) それは、違う地域でやっていた活動をコピーして、横浜でやり始めた活動も含まれますか。

(為崎委員)ケースバイケースだと思います。その活動が横浜の環境活動に影響を 与えたと考えられるならば、表彰対象としてよいと思います。

(戸川委員長)ありがとうございます。為崎委員の整理に従えば、横浜市内にいる ことと、横浜市の環境活動に対する影響の有無がポイントということですか。

(戸川委員長)他に意見はないですか。それでは、③はこれでよろしいですか。 (一同) 異議なし

(戸川委員長) ④「児童生徒の部は、学校で学習するカリキュラム内の活動でもよいか、それとも、児童・生徒・学生が自主的にやっている活動だけか」ということで、「過去審議の結果、後者になった」ということですから、自主的にやっている活動でなければ駄目という話になったのですね。

よくあるのが、科学科の先生が科学クラブや生物クラブをつくって、そこで活動をしている場合です。中学校ならば3年間、小学校でも数年で子どもたちの顔ぶれはどんどん変わってしまうため、そのクラブの活動をどう評価するかについては、常に悩ましいところでした。【事務局案】は、「自主的に行っている活動を対象とするが、児童・生徒・学生の力には限界もあるため、先生方がフレームを用意した中で、環境活動をしっかり行っているのならば、それも対象としてもよい」ということですが、いかがですか。

(為崎委員) 【事務局案】として挙げられている視点で、私はこれまで審査してきたように思います。プレゼンには先生方が来られ、また、応募書類や説明資料も先生方の視点で書かれるため、生徒の自主性が感じられない場合には、その点を確認するための質問をしてきました。そうしたやりとりの中で先生方に与えられたスキームであっても、その中で生徒たちが独自に発案し、自主的に動いていることが確認できた場合は表彰の対象としてよいと判断してきました。従って、私は、【事務局案】に違和感はないです。

(戸川委員長)表彰対象はスキーム自体ではなく、そのスキームの中の活動内容だ ということですね。そうすると、同じスキームで活動する子どもたちが変わったと いうものが毎年、応募することもあり得ますね。

(鈴木委員) そうですね。ただし、メンバーは変わりますね。例えば、子どもたちが水田で活動するとき、地域の人がお手伝いをするようなこともあります。私たちからすると、学校だけではなく、できるだけ地域の人を巻き込んだ活動が望ましいと思われるため、そのことを一言入れるとよいのではないかと思います。

(戸川委員長)「波及」に続く新しいキーワードとして、「巻き込み」が出てきました。

(為崎委員)基本のスキームと担当する先生は同じでも、生徒が変わるため、スキームが柔軟に運用され、生徒たちの意向や自主性が生きている部分があればいいのではないかという気がします。

(戸川委員長)「自主性」が間違いなく、必須要件ということですね。よろしいですか。

(一同) 異議なし

3番、「応募対象、表彰部門について」です。⑤「市民の部分のみ個人応募可能であった」ものを、「ユース世代の応募区分はどうするべきか」ということで、【事務局案】は、「児童・生徒・学生の部について、個人応募も可能とする」ということです。第30回ではその事例が出たため、市民の部で再エントリーしてもらいました。今後は、それを児童・生徒・学生の部で受け付けるということです。いかがですか。(一同)異議なし

(戸川委員長)⑥「部門をつくることは、その対象者を積極的に表彰していくことの表明」であるため、「若者たち、個人で活動する若者を応援するため、個人を対象とした『ユース(仮称)の部』を設ける」ということです。【事務局案】は、「『次世代リーダー特別賞』を置くこととする」となっています。

私はこれについては非常に悩みます。

(為崎委員)「次世代リーダー特別賞」は、団体と個人ともに対象となりますか。

(事務局)最初は、個人だけを対象としていたのですが、団体を除外する明確な理由がないため、団体も対象としています。

(為崎委員)「次世代リーダー」と聞くと、どうしても個人のイメージが強いです。 そのため、「次世代リーダー特別賞」の対象が団体だった場合、それを聞いた人た ちの受け止め方はどうなのかという点が気になります。名称だけの問題ですが、「リ ーダー」ではなく、団体も含むような言葉がよいように思います。

(鈴木委員) この「次世代リーダー特別賞」と、児童・生徒・学生の部の「大賞」 とは別のものですか。

(事務局)別のものですから、同時受賞もあり得ます。現在の制度でも、「生物多様性特別賞」は全部門が対象であり、各部門の「大賞」との同時受賞が可能です。

(為崎委員) 例えば、大変ユニークで先進的な取組をしている小学校が応募して きた場合、「次世代リーダー特別賞」という名前で表彰することに疑問を感じます。 先ほどの議論でありましたが、その取組における先生の関与は大きいため、「次世 代リーダー」が何を指すかというところが非常に難しくなってくるのではないかと 思った次第です。

第30回の高校生と小学生のお二人方であれば、まさに「次世代リーダー」にぴったりだと思います。児童・生徒・学生の部で、大学であれば、ほぼ学生主体でやっていると思われるため、「次世代リーダー特別賞」を授与してもよいと思いますが、小学校、中学校から応募の場合はどう判断するかといったところは少々難しい気がします。

(戸川委員長)「次世代リーダー特別賞」の対象に団体も含まれる場合、児童・生徒・学生の部の「大賞」と「次世代リーダー特別賞」との違いが何かというところが非常に悩ましいですね。「大賞」と「次世代リーダー特別賞」の違いは何ですか。 (鈴木委員)市民の部に応募した若いチームが先進的な取組をしていた場合、「次世代リーダー特別賞」の対象になるのですか。

(戸川委員長)「若い」の定義は難しいですね。

(事務局)個人が児童・生徒・学生の部に応募できるようにする一方で、次世代リーダー特別賞をつくるとなると、その両立が可能かどうかを整理しなければならないと考えます。そのため、この審査委員会で忌憚のないご意見を頂戴した上で、事務局で検討したいと思っています。

まず、「次世代リーダー特別賞」を児童・生徒・学生の部から出す場合、年齢条件は明確になります。しかし、実は、横浜市の男女共同参画事業にも「ユース賞」といった賞があります。「ユース」という言葉は最近のトレンドであるため、環境活動における「ユース賞」を設けるということも考えられます。その場合は、市民の部の応募者も対象になるかもしれません。

また、今回、「論点」として記述した内容の出発点は、まだ何も成果が出ていないため、受賞の対象ではないけれども、今後に期待して応援するという「審査員特別賞」のような位置付けの「ユース賞」を横浜市として設けたいということです。そして、大賞との違いを問われた場合は恐らく、ここに書いてあるとおり、「環境管理計画にのっとり、横浜環境活動賞も、若い世代が活動主体となり、それを後押しできるような制度にしたいということです。

先ほど、横浜市への還元、いわゆる受益性についての話がありましたが、これはまさにその一例であると考えます。まだ横浜市に対する受益性のない活動が、「ユース賞」の受賞を通じて、横浜市民が頑張っていることが全国的に知れ渡ることになります。従って、今回の審査基準に完全に当てはまっていないため、高い得点ではなかったけれども、その活動は応援したいといった理由による「ユース賞」の受賞もあり得るのではないかと思います。

(為崎委員) もう一回、その趣旨を確認させてください。「次世代リーダー特別 賞」を設けることは、単に、個人で活動する若者を応援したいだけではないと理解 してよいですか。

(事務局) はい。それでよいと思います。先ほど、個人と団体とを分ける理由は特

にないという話も申し上げました。また、「ユース (仮称) 賞」に比べて、「リーダー」という言葉が含まれると、確かに個人を対象にするイメージが強いことはよく分かります。ただし、名称は仮称であるため、「次世代リーダー特別賞」や「ユース賞」という名称から趣旨をイメージしづらいということであれば、名称を再考したいと思います。例えば、「若者応援賞」といった名称でも構わないと思います。

(為崎委員) 今の事務局のお話のように、あまり枠を固めずに、横浜市のこれからの環境活動として特に期待が持てると審査員が判断した者に授与するような、「審査員特別賞」など、少し漠然とした名前にすることも考えられるでしょうか。

(事務局) それも可能だと思います。「生物多様性特別賞」についても、横浜市として、生物多様性を押し出したいため、その名称を付けた特別賞を用意したわけです。 そして、「生物多様性特別賞」にふさわしいと思われる応募者がいない場合は、「該当者なし」ということもあり得ます。

同様に、「若者何とか賞」を用意したけれども、「今回は該当者なし」ということもあり得ます。なぜなら、既に「大賞」を取っている場合、その他の賞に該当する場合は、それで十分だと思われるためです。

ただし、若者の場合、概して、就職活動やさまざまな理由で活動期間が3年に満たないと思われます。しかし、活動自体は先進的で、今後に期待したいという場合もあるのではないかと考えて、そこを対象とする賞を設けてはどうかという提案です。

(為崎委員) そうであれば、「若者に対するメッセージ性」というところは外した くないと理解してよいですか。

(事務局) そうですね。従って、表彰部門ではなくて、「特別賞」として一つの賞を 用意しておくことが、若者に対するメッセージを表明することになると思います。

(戸川委員長)ありがとうございます。「特別賞」として設けるかどうかについて、 まずは決定したいと思います。名称は別にして、若者をターゲットにした特別賞を 設けることに賛成ですか。

(為崎委員)「若者に対するメッセージ性」が強くなり、応募者が増えることを期待するのであれば、特別賞を設けてもよいと思います。

(鈴木委員) 審査委員会で審議しながら、「これは特別賞ですね」といった意見が出てくることは楽しみでもあり、よいことだと思われるため、特別賞の枠はあったほうがよいと思います。

(石原委員) 私も枠はあったほうがいいと思います。「大賞」と区別して、次世代の 若者を応援するという意味では、「特別賞」ではなく、例えば、「奨励賞」といった、 少し応援するような意味合いを含むものであればいいと思います。

(戸川委員長)ひとまず、若者向けの「特別賞」として設置する方向で進めてよろ しいですか。

(一同) 異議なし

次の⑧「書類の簡素化について」は、一定の評価ができるのであればよいと思わ

れますが、いかがですか。

(一同) 異議なし

(戸川委員長) ⑨「書類提出後・プレゼン前の応募者との事前調整」、「応募者、委員、事務局の負担軽減」です。【事務局案】では、各々の負担を考え、事前調整は行わない。ただし、未記入欄については追記するよう事務局から応募者へ促す。応募書類へも、「応募多数の場合は1次審査を書類により実施するので、可能な限り全ての項目に記入するよう」記載する。そのとおりだと思います。

(一同) 異議なし

(戸川委員長)⑩「事前採点」については、「1次審査実施の場合のみ行う」ということですが、1次審査を実施するのは応募者が20者以上のときですか。

(事務局) 21 者以上のときです。

(戸川委員長) 応募者が1000者のときも1次審査をやるのですか。

(事務局) そういうことになります。

(戸川委員長)「すそ野を広げる」ためには、どこかで誰かが覚悟をしなければな らないと思います。

(事務局)「事前採点」について補足します。例えば、応募書類に記載が少ない、あるいは、未記入項目がある場合、委員の皆さんは活動を十分に評価できないため、「プレゼンテーション・質疑応答」のときに応募者本人に確認してから、点数を付けようと考えておられるのではないかと思います。委員の皆さんはそれぞれのやり方で「事前採点」をされておられると思いますので、その辺りをどう考えるかという質問です。

(戸川委員長)事前採点はどういう位置付けでやっていますか、プレゼンテーションはどういう位置付けで聞いていますかということを委員の皆さんにお尋ねします。各自のやり方を教えてください。

(鈴木委員) やはりプレゼンテーションを聞く前に自分で点を付けておかないと、 その場で付けることは少々難しいと思います。また、応募者全体を見るためにも事 前採点をしていました。

(為崎委員)以前は、プレゼンテーションの前に応募者に質問する機会がありましたが、それがなくなってからは、応募書類だけで判断して事前採点をしています。 書類では分からなかった点は質問を準備し、プレゼンと質疑応答によって分かった ことを、自分の採点に反映するといった形でやっています。

(石原委員)事前採点を行い、分からない部分については、プレゼンテーション時 にお聞きするというスタンスです。

(戸川委員長)書面審査が審査であり、プレゼンテーションはその補正だと、私の中では理解しています。私はもともと、できるだけ多くの方を表彰したいと考えていました。以前は、書類で読み取れないことを確認するための質問ができましたが、それは廃止されてしまいました。そこで、プレゼンテーションを実施して、直接、応募者に情報を確認しようということで、「プレゼンテーション・質疑応答」が実

施されるようになったと理解しています。そのため、私にとっては応募書類に書かれていることが全てであり、その記述内容に基づいた評価をすることを一番に置いています。

(為崎委員)空欄がないように埋めることは応募者の意欲によると思われます。そのため、事務局から記入を促すときも、「絶対に書いてください」という強い言い方ではなく、「書面だけで判断されます。未記入の欄がありますが、記入されますか」といった言い方で一度だけ、連絡するだけでよいのではないかと思います。

(戸川委員長) レギュレーション、もしくは、仕様の確認だけでよいと思います。 「もしかしたら、見逃してしまったのではないか」という確認をすればよいと理解 しています。

それでは、1次審査を書類だけで行ってもよいのですか。全てのプレゼンテーションを聞きたいと思っても、それは不可能です。そうすると、やはり書類での1次審査が必要になってくると思います。

(為崎委員) 1次審査で 20 者に絞るとすると、そこはもう単純に点数を基準にしてよいのですか。

(戸川委員長) これは議論が必要ですが、私はそれ以外にはない気がします。

(為崎委員) その場合、1次審査もその後も全て同じ審査基準で判断すると理解してよいのですか。

(事務局) はい。

(為崎委員) 1次審査をするならば、今までの審査基準で点数を付けて、得点の上位 20 者だけが 2次審査の「プレゼンテーション・質疑応答」に進むという形でよいと思います。

(戸川委員長) よろしいですか。

(一同)異議なし

(戸川委員長) ⑪「プレゼンテーション・質疑応答の時間」です。これは、はっきり言って母数によると思います。10者ならば、しっかり話を聞けるでしょうが、同点者が多数のため、30者が2次審査に進んだ場合、もしかしたら、2分しか、時間がないかもしれません。これについてはよろしいですか。

(為崎委員)もし、2次審査に進む方が多過ぎる場合は、戸川委員がおっしゃったように、時間調整のためにプレゼンテーションの時間を短くするということですか。

(戸川委員長)全体のバランスによると思います。20者のときに「プレゼンテーション・質疑応答」が10分とすると、30者のときにそれを7分とした場合、その配分をどうするについては、また考えなければならないと思います。

(為崎委員)分かりました。「プレゼンテーション・質疑応答」に進む人数が決まってから、持ち時間を確定してもよいのではないですか。

(事務局) 先ほどの 2 次審査が 20 者というところとリンクするのですが、⑪の時間配分で考えた場合、1日で 20 者が限度であるということです。

(事務局) 丸一日です。第 30 回はコロナ後の久しぶりのプレゼンテーションでした。そのため、この時間配分で適切かどうかについてもお尋ねしたいと思い、この質問をしています。時間をもう少し長くしたいということであれば、20 者を 15 者に減らす可能性もあります。

(戸川委員長)なるほど。そうですね。この後に出てくる感謝状にも関係してくるのですが、感謝状を出すことになれば、「大賞」として表彰されるのは部門ごとに1者だけとなり、その一つのいすを獲得するためのプレゼンテーションをしに来るのですか。

(事務局) 今のご議論の内容には、「論点」の4番や8番なども関わってきます。また、6番は「大賞について」ですが、大賞は1者だけに与えるかということにもリンクする議論だと思います。仮に、プレゼンテーションをした全ての応募者が素晴らしく、点数を付けた結果、三つの表彰区分であっても、5者に「大賞」を授与する、また、「生物多様性特別賞」も「大賞」の5者以外に授与するといった運用もあり得ると考えます。そもそもの目的に立ち返るのかもしれません。そのため、いったん保留とさせてください。

(戸川委員長)いったん保留として、議論できるところを進めます。⑫「審査委員会の議論の場をどこまで公開にするか。他の応募者のプレゼンは傍聴不可でよいのか」、「審査の公正さを保つため、公開とする」、「ただし、応募者の傍聴は、各々のプレゼン実施の際に不公平感が出る可能性があるため、不可とする」ということについては、これでよいのではないかと思います。審査の過程は全て、公開しなければならないのですよね。

(事務局) 原則として、公開しなければなりません。

(為崎委員) プレゼテーションの場にさまざまな団体が集まり、他の団体の活動内容を聞き、一緒に活動をやっていけるのではないかというように、その場で何らかの連携が生まれることもあると思われます。他の賞の場合でも、プレゼテーション終了後に、団体同士が話をしているところをよく見掛けます。そのため、プレゼンテーションの場がそういう機会でもあることを考えると、1者ずつの入れ替わり制は良い面もあるのですが、もったいない面もあるのではないかと感じました。

(戸川委員長) これは少し検討をお願いします。その効果はありそうですね。⑬「審査基準は配点も含めて、全て公表すべきかどうか」、「公正さを担保するため、審査基準・配点は公表とする」、これは問題ないと思っていますが、いかがですか。

(一同) 異議なし

(戸川委員長)論点の5番「応募者全員を受賞させてもよいのか」です。⑭「審査は点数制でよいか」、「透明性、公平性、明確性、一貫性を保つため、点数制により運用」していますが、いかがですか。

(一同) 異議なし

(戸川委員長) ⑤「18 点以上を実践賞としているが、『応募したらほぼ実践賞』という現状をわれわればどう考えるか」、「実践賞は廃止し、3年間の活動要件等を満

たしている応募者については感謝状をお渡しする」ほうがよいのではないかという 事務局案です。これはどう考えますか。

(鈴木委員)近所に実践賞を受賞された団体があるのですが、やはり「賞」を獲得したということで、町内会長さんや周りの人たちと一緒にお祝いの会をしておられました。もし、それが感謝状ならば、恐らく、お祝いの会はなかっただろうと思われます。

(為崎委員) 先ほど、「モチベーションのアップなどがその大きな趣旨だ」ということでしたが、やはり感謝状ではなく、「自分たちの活動が評価され、認められた結果、賞がもらえた」という実践賞にしておいたほうが、今後の活動の励みになると思います。活動年数だけで感謝状を授与するのではなく、一定の基準を設け、それをクリアしたら受賞できることにしておいたほうが、恐らく、賞としての価値が維持され、受賞した側のモチベーションも高くなるのではないかと思います。従って、これまでの実践賞の在り方を変える必要はない気がしています。

(戸川委員長) 感謝状についてはいかがですか。実践賞に届かないところに感謝状を出すということです。それならば、私たちも線が引きやすいと考えますが、いかがですか。

(為崎委員)「大賞」と感謝状だけではなく、その間にもう一つあればよいのでは ないですか。

(戸川委員長) それが「実践賞」だと思います。

(為崎委員)「実践賞」を残すということですか。

(戸川委員長)実践賞を残して、そこから漏れたところには感謝状を出すということです。そうなると、事務処理が大変になりますが。

(為崎委員) 戸川委員長のご意見のように、「大賞」と感謝状の間に「実践賞」を置くという案はよいと思います。今までも、「実践賞」から漏れた団体に何も差し上げられずに大変心苦しく感じていました。頑張っていることは確かなので、「実践賞」から漏れたところに3年以上の活動実績があれば、感謝状を贈呈することには賛成です。

(戸川委員長) 先ほどの「巻き込み」、「波及」、「影響」といったプラスのバリューのあるところを「実践賞」として評価できる仕組みがあればよいと、私は思っていました。そして、「実践賞」の対象と、「今まで頑張ってくれてありがとう」という対象とはやはり違うと考えています。今日の議論においても、「ここまでが及第点で、ここから先は表彰の対象だ」というような言い方がされたように思います。従って、そういった線の引き方ができれば、われわれとしても非常にありがたいです。

論点の6番、「大賞について」です。各部門で、得点の最も高いところが「大賞」でよいですか。「実践賞」を置いて、素晴らしい取組をしているところに「実践賞」を授与する場合、その中で最も光る取組をしていて、かつ、最高得点のところが「大賞」になると思います。本当にそれでよいかどうかについて議論をしたいと思います。横浜環境活動賞の審査の際、私はいつも、「○○が最高得点ですけど、皆さん、

いかがですか」と尋ねますが、「『大賞』にはふさわしくない」という意見があるかもしれないと思っています。例えば、応募者が2者だけで、最高得点が20点だった場合はどうするかということです。

(為崎委員) その場合は、先ほどの「『対象なし』もあり得る」ということにすれば、解決できると思います。

(戸川委員長) なるほど。そうなると、決め手は点数だけではなくなりますね。

(為崎委員) 点数の最上位を「大賞」候補として考え、「大賞」には「該当なし」という選択肢があることを前提にした上で、最上位者が「大賞」にふさわしいかどうかだけ討議する形にすればよいのではないかと思います。

過去5年間の「大賞」の平均点を目安とし、例えば、最上位者の得点がそれより低い場合は、今までの「大賞」と比べてやや劣るという話はできるのではないかと思います。

(戸川委員長) 一つの目安として、「大賞」の受賞者平均点を置いておくということですか。

(事務局) 目安を設けることは構わないと思います。併せて申し上げると、やはり 点数制にすると大変分かりやすく、明確である一方、自動的に「大賞」が選出され るところも出てきます。また、委員の皆さまの意見交換を経て決定されますから、 その割合をどうするかといったところです。

(戸川委員長)一旦、過去5年間の「大賞」の平均を指標にするということで、第 31回をやってみますか。

(為崎委員)審査のとき、あくまでも参考の点数であることを明示して、今までの 「大賞」受賞者の平均点をプロジェクターで映し出してもよいかもしれないです ね。

(戸川委員長) ⑰「『最も』を『特に』にする」というのは、⑯の議論と同じですか。 (事務局) 同じです。

(戸川委員長)論点の7番、「推薦の取り扱い」です。推薦はありですか、それとも、なしですか。私はなしでよいと思っています。応募書類に推薦状が付いていても、いなくても、私たちの審査に変更はありません。推薦したいならば、推薦してくださってもよいと思いますが、推薦状を付ける必要はないと思っています。

(為崎委員)事務局に質問です。推薦をなくす場合、今まで推薦をお願いしていた 部局には全く協力要請をしないのですか。

(事務局) いいえ。これまでと同じく、各部局には、その事業で関わりのある地域 の団体等に対する声掛けの協力要請をすると思います。

(鈴木委員) 今までは、各部局から推薦してもらわないと、応募者が少ないのではないかと思っていたのですが、通知をして、各部局に声掛けを依頼していたのですね。そうであれば、推薦状を書くのが大変だから、部局も声を掛けたくないということがあったかもしれません。横浜市にはいろいろな活動をしている団体がありますが、その中には横浜環境活動賞を知らない団体もまだあると思われます。各部局

からうまく声を掛けてもらえれば、応募者が増えるのではないかと思います。 (戸川委員長)では、推薦はなしとします。

論点の8番、「書類審査(1次審査)」はどうしますか。先ほども少し申し上げたのですが、どれだけ応募者が増えても書類審査をやるかどうかということです。応募者が20者を超えた場合にのみ、書類審査を行うとしていますが、上限については何も書かれていません。

(事務局)補足します。先ほど、質問した結果、委員の皆さま方が事前採点をされていることが分かりました。本日は3名の委員が欠席ですが、事前採点について同様であれば、その点数を元に、順番に切ればよいと考えます。ただし、ここで問題になるのは、事前採点の結果が17点だった場合、書類審査通過とみなすか、あるいは、プレゼンテーションに来て質問をすれば点数があがるから、取りあえず、1次審査は通過させてよいのかどうかという、次の論点が出てくると思います。

(鈴木委員) 今のお話は、上位 20 者の中に 17 点の者がいた場合ですか。

(戸川委員長) そうです。プレゼンテーションを実施した当初の動機付けは情報の補完でしたから、私は、上位 20 者は無条件に1次審査通過としてよいと思いますが、いかがですか。

(為崎委員) 20 者に低い得点の者がいたとしても、得点の上位 20 者は1 次審査通過としたほうがいいと思います。やはり機会を広く与えたほうがよいと思います。

(戸川委員長) 30 者から応募があり、得点上位 20 者が 1 次審査通過とした結果、いずれかの部門がゼロもしくは 1 者のみとなった場合はどうするかを考える必要があります。事務局はその案を作ってください。

(事務局) かしこまりました。

(戸川委員長)また、30者の応募者のうち25者が18点以上の得点だった場合はどうしますか。私の案では、上位20者だから、「実践賞」は確定しているが、「大賞」の候補とはみなしておらず、プレゼンテーションに参加できないことになると理解しています。従って、18点以上の得点者だから「実践賞」には該当するが、プレゼンテーションに呼ばれないから、「大賞」の候補ではないということになります。どうですか。

(為崎委員)事務局案では、感謝状は2次審査に進んだ者だけではなく、応募者全 員が対象ですよね。

(戸川委員長) 今の案では、応募者全員の中から活動期間が3年以上等の要件を満たすものは対象です。

(事務局) そこも持ち帰ります。応募書類を空欄の多いまま、提出した者に感謝状を贈呈してもよいかどうかという点は検討が必要だと思います。

(為崎委員) 少し整理させてください。まず、応募者が 20 者以下の場合は、事前 採点を出す必要はないのですか。

(事務局) 事務局案としては、出す必要はないと考えています。

(為崎委員) 20 者以下の場合はそのまま全員がプレゼンテーション・質疑応答に

進むのですか。

(事務局) そのとおりです。

(為崎委員)分かりました。21 者以上の応募者があった場合、プレゼンテーション・質疑応答に進むのは得点の上位20者で、それ以外の者は、得点が低くても、活動期間3年の要件を満たしていれば、全員に感謝状が贈られるのですか。

(事務局) 感謝状については、その位置付けや要件も含め、もう一度、事務局で検討します。

(戸川委員長) 今の話からすると、プレゼンテーション・質疑応答をしなくても、 「感謝状」の対象になるということですか。

(事務局) その通りです。

(戸川委員長) ただし、活動期間3年以上の他に条件を設けるのならば、書類だけで判断されるため、慎重に基準を設けたほうがよいと思われます。

(事務局)皆さん、長時間にわたり、さまざまなご意見を頂戴し、ありがとうございました。

資 料

資料1 横浜環境活動賞審査委員会 委員名簿

資料2 横浜環境活動賞実施要綱

資料3 横浜環境活動賞審査委員会運営要綱

資料4 令和5年度第2回横浜環境活動賞審査委員会

資料 5 横浜環境活動賞審査委員会運営要綱(改正案)